

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月24日
【届出者の名称】	株式会社ソリトンシステムズ
【届出者の所在地】	東京都新宿区新宿二丁目4番3号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿二丁目4番3号
【電話番号】	03(5360)3801
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 田嶋 哲人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社ソリトンシステムズ (東京都新宿区新宿二丁目4番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注2) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注3) 本書中の「府令」とは、発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切り捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注5) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出にかかる公開買付けをいいます。

## 第1【公開買付要項】

### 1【買付け等をする上場株券等に係る株式の種類】

普通株式

### 2【買付け等の目的】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを配慮したものであります。

かかる状況の下、平成25年12月上旬現在、当社の第一位株主である有限会社Zen-Noboks（本書提出日現在の保有株式数は4,878,400株であり、発行済株式総数の9,869,444株に対するその保有する割合〔以下、「当社株式保有割合」といいます。〕は49.43%〔小数点以下第三位を四捨五入、以下発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。〕に相当します。以下、「Zen-Noboks」といいます。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。同社は、当社の代表取締役社長である鎌田信夫の個人資産管理会社であり、鎌田信夫が同社の代表取締役社長を兼務しております。

これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年1月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。

まず、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益配分に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。

そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年2月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてZen-Noboksに打診したところ、当社が保有する当社普通株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付けの市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）に、同日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）JASDAQ市場（以下、「JASDAQ」といいます。）における当社普通株式の終値の単純平均値817円（円未満四捨五入。以下終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して14.32%のディスカウント率を適用した700円（円未満四捨五入）を買付価格としてZen-Noboksに提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboksより上記条件にてその保有する株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式4,286,200株（発行済株式総数に対する割合43.43%）については継続して保有する旨、回答を得ております。なお、Zen-Noboksは応募する592,200株のうち、73,800株を株式会社三井住友信託銀行に担保として提供しておりますが、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間において担保権を解除するための手続き中であり、担保権を解除のうえ応募するとの報告を受けております。

また、本公開買付けにおける買付予定数については、Zen-Noboks以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、690,900株（発行済株式総数に対する割合7.00%）を上限といたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、平成26年2月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboksの代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とZen-Noboksとの事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加していません。

なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が平成26年2月14日に提出した第36期第3四半期報告書に記載された平成25年12月末現在における当期連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は約32億円であり、本公開買付けの買付資金を充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保で

き、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

### 3【株主総会又は取締役会の決議等の内容等】

#### (1)【発行済株式の総数】

9,869,444株（平成26年2月24日現在）

#### (2)【株主総会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (3)【取締役会における決議内容】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）
普通株式	691,000	483,700,000

(注) 取得する株式総数の発行済株式総数に占める割合は、7.00%であります。

#### (4)【その他（ ）】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

#### (5)【上記の決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等】

種類	総数（株）	取得価額の総額（円）

### 4【買付け等の期間、買付け等の価格、算定の基礎及び買付予定の上場株券等の数】

#### (1)【買付け等の期間】

買付け等の期間	平成26年2月24日（月曜日）から平成26年3月24日（月曜日）まで（20営業日）
公告日	平成26年2月24日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス <a href="http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> ）

## (2)【買付け等の価格等】

株式の種類	買付け等の価格
普通株式	1株につき 金700円
算定の基礎	<p>当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所JASDAQにおける、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年2月21日の前営業日（同年2月20日）の当社普通株式の終値710円、同年2月20日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値817円、及び同年2月20日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値831円（当社は平成25年12月17日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。よって過去3ヶ月間の終値の単純平均値の計算においては、当該株式分割の権利落ち前の終値について当該終値を2で除して得た数値を終値として計算しております。以下、3ヶ月間の終値の単純平均値の計算において同じとします。）を参考にいたしました。</p> <p>一方で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが妥当であるとの結論に達しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。</p> <p>そこで当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年2月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてZen-Noboksに打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）に、同日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値817円に対して14.32%のディスカウント率を適用した700円（円未満四捨五入）を買付価格としてZen-Noboksに提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboksより上記条件にてその保有する株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は平成26年2月21日開催の当社取締役会において、買付価格は、東京証券取引所JASDAQにおける取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値817円に対して14.32%のディスカウント率を適用した700円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。</p> <p>なお、買付価格である700円は、東京証券取引所JASDAQにおける本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年2月21日の前営業日（同年2月20日）の当社普通株式の終値710円から1.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値817円から14.32%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値831円から15.76%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、買付価格である700円は、本書提出日の前営業日（平成26年2月21日）の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値732円に対して4.37%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>

<p>算定の経緯</p>	<p>当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つとして位置づけ、利益分配につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実現していくことを基本方針としております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを配慮したものであります。</p> <p>かかる状況の下、平成25年12月上旬現在、当社の第一位株主であるZen-Noboks（本書提出日現在の保有株式数は4,878,400株であり、当社株式保有割合は49.43%に相当します。）より、その保有する当社普通株式の一部を売却する意向がある旨の連絡を受けました。同社は、当社の代表取締役社長である鎌田信夫の個人資産管理会社であり、鎌田信夫が同社の代表取締役社長を兼務しております。</p> <p>これを受け、当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、平成26年1月上旬、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。</p> <p>まず、当社が当該株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、経営体質の強化に繋がること、また、かかる自己株式の取得を行った場合においても、当社の財務状態や配当方針に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる利益分配に関する基本方針に合致すると判断いたしました。</p> <p>自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。</p> <p>買付価格の決定については、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。</p> <p>そして、当社は、上記の検討を踏まえ、平成26年2月中旬に、当社普通株式の市場価格からディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募についてZen-Noboksに打診したところ、同社が保有する当社普通株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）の応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。</p> <p>これを受け、当社は、当社の財務状況及び過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を踏まえて、買付価格について検討してまいりました。当社は、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）に、同日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値817円に対して14.32%のディスカウント率を適用した700円（円未満四捨五入）を買付価格としてZen-Noboksに提示し、協議いたしました。その結果、Zen-Noboksより上記条件にてその保有する株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）を本公開買付けに対して応募する旨の回答を得られました。</p> <p>以上を踏まえ、当社は平成26年2月21日開催の当社取締役会において、買付価格は、東京証券取引所JASDAQにおける取締役会決議日の前営業日（平成26年2月20日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値817円に対して14.32%のディスカウント率を適用した700円（円未満四捨五入）とすることを決定いたしました。</p>
--------------	---

	<p>なお、買付価格である700円は、東京証券取引所JASDAQにおける本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年2月21日の前営業日（同年2月20日）の当社普通株式の終値710円から1.41%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値817円から14.32%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年2月20日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値831円から15.76%（小数点以下第三位を四捨五入）を、それぞれディスカウントした金額になります。</p> <p>また、買付価格である700円は、本書提出日の前営業日（平成26年2月21日）の東京証券取引所JASDAQにおける当社普通株式の終値732円に対して4.37%（小数点以下第三位を四捨五入）をディスカウントした金額となります。</p>
--	---

（3）【買付予定の上場株券等の数】

株式の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	690,900（株）	（株）	690,900（株）
合計	690,900（株）	（株）	690,900（株）

- （注1） 本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（690,900株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- （注2） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【上場株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

6【応募及び契約の解除の方法】

（1）【応募の方法】

公開買付代理人  
岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下、「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、買付け等の期間（以下、「公開買付期間」といいます。）末日の15時30分までに応募して下さい。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、お届出印をご用意下さい。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があり、その際には本人確認書類をご提出いただくことになります。（注1）

株券等の応募の受付けにあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下、「応募株主口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合（当社の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」といいます。）に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。

なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、応募株券等の振替手続及び応募株主口座の開設には、一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である応募株主等（法人の応募株主等を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。なお、米国内からの応募等については、後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(7) その他」をご参照下さい。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。（注2）

(イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合）には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入になります。

配当とみなされる金額については20.315%（所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税（以下、「復興特別所得税」といいます。）15.315%、住民税5%）に相当する金額が源泉徴収されます（国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。）。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等（以下、「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式にかかる取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主の場合は、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）に相当する金額が源泉徴収されます。（注2）

応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」が交付されます。

三井住友信託銀行に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は三井住友信託銀行にお問い合わせ下さい。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、次の本人確認書類が必要になります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

個人.....住民票の写し、印鑑登録証明書、健康保険証、運転免許証、パスポート等

本人特定事項： 氏名、住所、生年月日

法人.....登記簿謄本、官公庁から発行された書類等

本人特定事項： 名称、本店又は主たる事務所の所在地

法人本人の本人確認書に加え、「現に取引に当たる担当者」についても本人確認書類が必要になります。

外国人株主.....外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等（自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載のあるものに限ります。）

(注2) 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店若しくは全国各支店に解除書面（「公開買付応募申込受付票」及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号  
(その他の岡三証券株式会社全国各支店)

(3) 【上場株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載する方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【上場株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

7 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金】

買付代金(円)(a)	483,630,000
買付手数料(b)	7,500,000
その他(c)	1,800,000
合計(a) + (b) + (c)	492,930,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、買付予定数(690,900株)に1株当たりの買付価格(700円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

	預金の種類	金額(円)
届出日の前日現在の預金等	当座預金	1,008,591,569
	普通預金	734,256,442
	計	1,742,848,011

## 8【決済の方法】

### (1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

岡三証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目17番6号

### (2)【決済の開始日】

平成26年4月16日(水曜日)

### (3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)が「公開買付応募申込書」において指定した方法によりお支払いします(送金手数料がかかる場合があります)。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

個人株主が本公開買付けに応募した場合の税務上の取扱いは以下のとおりです。

#### (イ) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入になります。

配当とみなされる金額については20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等(以下、「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、譲渡収入から当該株式にかかる取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

#### (ロ) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

法人株主の場合は、みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることが出来る株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間末日(平成26年3月24日)までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済開始日の前営業日(平成26年4月15日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

### (4)【上場株券等の返還方法】

後記「9 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2)公開買付けの撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日)以降遅滞なく、公開買付代理人の応募株主口座上で応募が行われたときの状態(応募が行われたときの状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻すことにより返還します。

## 9【その他買付け等の条件及び方法】

### (1)【法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第4項第2号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数(690,900株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けを行わないものとし、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び府令第21条に規定するあん分比例の方式により株式等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元(100株)未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たないときは、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数)の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超えるときは、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合には当該1単元未満の株数)減少させるものとし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### (2)【公開買付けの撤回等の開示の方法】

当社は、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の11第1項ただし書に基づき、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

### (3)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約の解除をすることができます。契約の解除の方法については、前記「6 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、当社は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「8 決済の方法」の「(4) 上場株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

### (4)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

当社は、公開買付期間中、法第27条の22の2第2項において準用する法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第11条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### (5)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

当社は、訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第11条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(6) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第14条の3の4第6項及び同第9条の4並びに府令第19条の2に規定する方法により公表します。

(7) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び「公開買付応募申込書」送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは「公開買付応募申込書」の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

当社は、当社が本公開買付けの実施を決議した場合には、当社の第一位株主であるZen-Noboks（当社普通株式を4,878,400株（本書提出日現在）保有しており、当社株式保有割合は49.43%に相当します。）から、保有する当社普通株式の一部である592,200株（発行済株式総数に対する割合6.00%）について、本公開買付けに対して応募する旨の回答を得ております。また、本公開買付けに対して応募しない当社普通株式については、今後も継続的に保有する旨の回答を得ております。なお、Zen-Noboksは応募する592,200株のうち、73,800株を株式会社三井住友信託銀行に担保として提供しておりますが、本書提出日現在、当該担保権の担保権者との間において担保権を解除するための手続き中であり、担保権を解除のうえ応募するとの報告を受けております。

支配株主との取引等に関する事項

( ) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

当社の代表取締役社長である鎌田信夫の個人資産管理会社であるZen-Noboksは、当社発行済株式総数の49.43%を所有している親会社であることから、本公開買付けによる同社からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成25年6月27日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」では、当該指針を定めておりませんが、少数株主の保護の観点から、以下の措置を講じております。

( ) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

・公正性を担保するための措置

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法によって実施いたします。また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることといたしました。よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えます。

・利益相反を回避するための措置

当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboksの代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とZen-Noboksとの事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議にも参加しておらず、決定の独立性は確保されております。

上記より、当該取引は少数株主にとって不利益なものではないと考えます。

( )当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社の独立役員である社外監査役2名(畑克海、高德信男)から、本公開買付けに係る当社の決定について、以下により当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見書を平成26年2月21日に取得しております。

- ・株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、自己株式の具体的な取得方法については、公開買付けの手法によって実施されること。
- ・公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格を買付価格としていること。よって特に有利な条件での取引には該当しないものと考えること。
- ・当社代表取締役社長である鎌田信夫は、Zen-Noboksの代表取締役社長を兼務しており、本公開買付けに関して特別利害関係を有することから、当社とZen-Noboksとの事前の協議には同社の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、当該取引に関する取締役会の審議及び決議にも参加しておらず、決定の独立性は確保されていること。

当社は、平成26年2月21日付けで、株式会社J i 2との間において、サイバーセキュリティ分野の新しい製品やサービスを戦略ソリューションとして共同開発し、販売協力することに関する業務提携契約を締結しております。詳細につきましては、平成26年2月21日付けのプレスリリース「ソリトン、日米でデジタルフォレンジック事業を展開する(株)J i 2と提携」をご参照下さい。

## 第2【公開買付者の状況】

### 1【発行者の概要】

- (1)【発行者の沿革】
- (2)【発行者の目的及び事業の内容】
- (3)【資本金の額及び発行済株式の総数】

### 2【経理の状況】

- (1)【貸借対照表】
- (2)【損益計算書】
- (3)【株主資本等変動計算書】

### 3【株価の状況】

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 JASDAQスタンダード市場						
	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月
最高株価	1,517円	1,740円	2,080円	1,844円	1,675円 865円	1,080円	878円
最低株価	1,073円	1,204円	1,398円	1,420円	1,525円 750円	821円	705円

(注) 平成26年2月については、平成26年2月21日までの株価となっております。  
また、当社は平成25年12月17日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。平成25年12月の月別最高・最低株価のうち、上段は当社株式分割による権利落ち前の株価であり、下段は権利落ち後の株価であります。なお、当該株式分割による権利落ちを考慮した最高・最低株価は以下のとおりとなります。

#### (参考情報)

月別	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月
最高株価	759円	870円	1,040円	922円	838円 865円	1,080円	878円
最低株価	537円	602円	699円	710円	763円 750円	821円	705円

(注) 平成26年2月については、平成26年2月21日までの株価となっております。  
また、当社は平成25年12月17日を効力発生日として普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。印は当該株式分割による権利落ち前の最高・最低株価を2で除して得た数値を記載しております。

#### 4【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

##### (1)【発行者が提出した書類】

###### 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日） 平成24年6月27日 関東財務局長に提出

事業年度 第35期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日） 平成25年6月28日 関東財務局長に提出

###### 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年2月14日 関東財務局長に提出

###### 【訂正報告書】

訂正報告書（上記第35期有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年2月19日 関東財務局長に提出

##### (2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ソリトンシステムズ  
（東京都新宿区新宿二丁目4番3号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）